

(案)

業務契約書

一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、沖縄美ら海水族館収益施設販促支援等業務に関し、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約に定めのない事項については、当事者間で別途締結された基本契約書の定めに従うものとし、本契約と基本契約書との間に矛盾又は抵触がある場合には、本契約の定めが優先して適用されるものとする。

第1条（基本契約）

本契約は、甲と乙との間の取引契約に関する基本事項を定めたものであり、甲乙協議の上定める個々の契約（以下「個別契約」という。）に適用する。甲及び乙は、本契約及び個別契約を誠実に遵守しなければならない。

第2条（個別契約の成立）

1. 個別契約は、次の手続により成立するものとする。

（1）本業務に関し、甲乙間で事前に内容に関する打合せを実施し、その結果に基づき乙が対象店舗、数量、納期、金額その他必要事項を記載した見積書を甲に提出する。

（2）甲は、前号の見積書の内容を確認の上、これを承諾する場合には、発注書またはこれに準ずる方法（電子メール等を含む）により乙に通知するものとする。

（3）前号の通知が乙に到達した時をもって、当該見積内容に基づく個別契約が成立するものとする。

2. 前項の見積書は、原則として甲担当者と乙との間で1回以上の打合せを行い、対象店舗、必要数量、納期その他の諸条件を決定した上で作成されるものとする。

3. 第1項第2号に定める通知は、書面または電磁的方法（電子メール等）によるものとする。

4. 前各項に基づき成立した個別契約の内容は、見積書、発注書、仕様書その他関係書面の内容をもって構成されるものとする。

第3条（個別契約の変更）

個別契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面または電磁的方法（電子メール等）により合意することにより変更する。なお、軽微な変更については、甲の指示及び乙の承諾をもって変更とみなすことができる。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和8年9月1日から令和10年3月31日までとする。

(案)

第5条（発注の保証）

本契約は、上限額の範囲内で業務を発注する場合の基本条件を定めるものであり、甲は乙に対し発注数量または発注金額を保証するものではなく、乙はこれをあらかじめ了承するものとする。

第6条（年度予算）

令和9年度に係る業務の実施は当該年度の予算成立を条件とする。予算が成立しない場合、甲は本契約の全部または一部を解除できる。

第7条（再委託）

乙は、本業務の全部または主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の事前承諾を得た場合はこの限りでない。この場合において、乙は再委託先の行為について自らの行為と同一の責任を負うものとする。

第8条（履行責任・施工）

1. 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び施設管理ルールを遵守するものとする。
2. 乙は、事故の防止のため必要な安全対策を講じるものとする。
3. 施工・設置作業に伴い発生した事故、施設損傷、第三者への損害については乙の責任とする。

第9条（検収及び修正）

1. 乙は、成果物を納品し、甲の検収を受けるものとする。
2. 甲は、納品後10営業日以内に検収を行うものとする。
3. 検収において乙の責に帰すべき不適合が認められた場合、乙は自己の負担により修正または再制作を行うものとする。
4. 検収合格をもって個別契約の完了とする。

第10条（支払）

1. 契約金額、振込先、履行期間については個別契約の通りとし、支払は検収完了した個別契約に基づき行うものとする。
2. 支払は毎月末締め、翌月27日払いとする。
3. 契約内容によっては、受領月締の翌月27日支払いとするが、役務提供委託については、役務提供日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）月末締の翌月27日支払いとする。
4. 前払金、着手金、中間金その他これらに類する支払が必要となる場合は、個別契約において別途定めることができる。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(案)

5. 甲は、検収完了日から起算して 60 日以内に契約金額を支払わなかった場合、当該期間経過日の翌日から支払いをする日までの期間について、未払金額に対し、関係法令に基づく利率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払いができないことが天災地変その他やむを得ない事由によるときは、この限りではない。
6. 当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第 1 1 条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、本契約により生ずる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第 1 2 条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約及び個別契約に関連して知り得た一切の施設運営情報、売上情報、図面等を含む）を第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、法令に基づき開示が求められる場合はこの限りではない。
2. 本条の義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第 1 3 条（報告）

乙は、甲の求めがあるときは、本契約及び個別契約の履行状況について、必要な資料を添えて速やかに報告しなければならない。

第 1 4 条（著作権等）

1. 本業務により制作された成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、すべて甲に帰属するものとする。
2. 乙は、当該成果物について著作者人格権を行使しないものとする。
3. 甲は、成果物を自由に複製、改変、編集、転載、再利用及び二次利用することができる。
4. 乙は、成果物に係る編集可能なデータ（Adobe Illustrator 形式等の元データ）を含め納品するものとする。
5. 写真、イラスト、フォントその他第三者の権利に関する処理は、乙の責任において行うものとする。
6. 乙は、甲の承諾なく成果物を実績紹介、広告、営業活動または SNS 等に使用してはならない。

第 1 5 条（生成 AI の使用禁止）

乙は、本業務の成果物について、生成 AI により自動生成された画像、デザインその他のコンテンツを使用してはならない。また、乙は生成 AI を用いて成果物を作成してはならない。

(案)

い。

第16条（契約解除）

1. 甲乙その一方が契約に違反した場合、相当期間を定めて相手方が是正を求め、是正されない場合は契約を解除できるものとする。ただし、重大な違反の場合は催告なく解除できる。
2. 本契約が解除された場合の精算その他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

第17条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故など、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。ただし、この場合、当事者は速やかに相手方に通知するものとする。

第18条（管轄裁判所）

本契約に関して生じる一切の紛争については、その履行地が甲の本店所在地にあることに鑑み、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら及びその役員・実質的支配者が暴力団・暴力団関係企業・総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に過去から現在に至るまで該当したことがないこと、及び今後もそのようなことがないことを確約する。
2. 甲及び乙は、自己または第三者を利用して本契約もしくは個別契約に関して以下の行為をしないことを確約する。
 - ①脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ②偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、または信用を毀損する行為
3. 前二項に違反した場合、相手方は何らの催告なく契約を解除でき、損害賠償を請求することができる。

第20条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(案)

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。ただし、電磁的記録による本契約締結の場合は、甲乙合意のうえ、これに代わる電磁的措置(電子契約サービス等を含む)を施し、双方当該電磁的記録を保管するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 住所 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
氏名 一般財団法人 沖縄美ら島財団
理事長 湧川 盛順

(乙) 住所
氏名